

東村山市国際友好協会規約

(名称)

第1条 本会は、東村山市国際友好協会(以下「協会」という。) と称し、事務所を東村山市市役所内に置く。

(目的)

第2条 協会は、世界の平和を愛する人々と、教育・スポーツ・文化等のあらゆる分野の交流を通して、友好の絆を強め市民の国際意識の高揚を図り、平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なうものとする。

- (1) 教育・スポーツ・文化等に関する交流
- (2) 各種友好親善活動の計画及び実施
- (3) 姉妹都市提携事業の推進
- (4) 国際意識の高揚に関する事項
- (5) その他必要な事項

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する、市内に居住又は在勤若しくは市内に住所を有する団体に所属するものをもって構成する。ただし、会員であって市外に転居したものは、この限りではない。

2. 会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(会費)

第5条 会費は、次の2種類とし、その額は別表に定める通りとする。

- (1) 正会員費
- (2) 賛助会員費

(役員)

第6条 協会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 会計理事 2名
- (5) 総務理事 2名
- (6) 監 事 2名
- (7) I T担当理事 若干名

2. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は任期終了後でも、後任者が就任するまでは、その任務を行なう。

(任務)

第7条 役員は、次の通りとする。

- (1) 会長は、協会を代表して、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- (3) 常任理事は、事業等の企画、運営にあたる。
- (4) 会計理事は、会計事務を掌る。
- (5) 総務理事は、調査調整等総括庶務にあたる。
- (6) 監事は、会計監査を行なう。
- (7) IT担当理事は、主として公式ホームページの管理にあたる。

(四役会)

第8条 協会の円滑なる運営を図るため四役会を置く。

2. 四役会は、会長、副会長、会計理事、総務理事、IT担当理事、顧問をもって構成する。
3. 四役会は、必要に応じ、会長が招集する。

(役員会)

第9条 協会の事業計画・運営方針などを策定するため、役員会を置く。

2. 役員は会長、副会長、常任理事、会計理事、総務理事、監事をもって構成する。
3. 役員会は、年4回以上とし、会長が招集する。

(理事評議員会)

第10条 本会の運営に関する重要案件を審議するため、理事評議員会を置く。

2. 理事評議員会は第6条の役員のほか、各委員会委員及び会員の中から会長が推薦する理事評議員をもって構成する。
3. 会長は、第9条の役員会の議を経て理事評議員会を招集する。
4. 理事評議員会の評議員の任期については、第6条第2項及び第3項並びに第4項の規定を準用する。

(委員会)

第11条 協会の事業を推進するため、必要に応じ委員会を設けることができる。

2. 委員会の正副委員長は、常任理事、委員は会員の中からそれぞれ会長が任命する。
3. 会長は、四役の中から各委員会に担当理事を置く。
4. 委員会は委員長が招集する。
5. 各委員会は、必要に応じ、他の委員会の協力を要請することができる。
6. 各委員会間の連絡調整会議を設けることができ、会議は会長が招集する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び第9条に定める役員会並びに理事評議員会とし会長が召集する。

2. 会議の議事は総会及び役員会並びに理事評議員会ともに出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(総会)

第13条 総会は年1回、会長が招集する。

2. 総会は第10条の理事評議員会をもって、これに代えることができる。
3. 会長は必要があると認めるときは、臨時に総会を招集することができる。
4. 総会の議長は、会長がこの任にあたる。
5. 総会は次の事項を処理するものとする。
 - (1) 事業報告及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 会則の改正に関すること。
 - (4) 第6条に定める役員を選任。
 - (5) その他、会長が特に必要と認めたもの。

(名誉会長及び顧問)

第14条 会長は役員会に諮って、協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2. 必要に応じ協会に特別顧問を置くことができる。

(会計)

第15条 協会の資金は、会費、補助金、寄付金及びその他をもって充てる。

2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第16条 事務局に事務局長及び書記若干名を置き、協会の運営に必要な事を掌る。

2. 事務局長は、国際交流事業担当課長をもって充てる。
3. 事務局長は、会長の命により会務を処理し、書記は事務局長を補佐する。

(委任)

第17条 前各条に定めるものを除き、協会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

1. この会則は、昭和52年11月26日から施行する。
2. 昭和52年度の会計年度は第15条第2項の規定にかかわらず、施行日から昭和53年3月31日までとする。
3. 昭和52年度における役員任期は、第6条第2項の定めにかかわらず、昭和53年度総会までとする。

附 則

この会則は、昭和54年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年5月29日から施行する。

附 則

この会員は、平成11年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月21日から施行する。

別表(第5条関係)

会費の種類	会費の額
正会員会費	1口2千円以上、ただし学生(専門学校生徒も含む)は、千円以上
賛助会員会費	1口1万円以上